

## 信濃こぶし会 虐待防止委員会規程

### (委員会の設置)

第1条 信濃こぶし会が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待及び身体拘束等（以下「虐待」という。）に対して、利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止及び身体拘束等の適正化とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、必要な事項を定める事を目的とする。

### (委員会の組織)

- 第3条 委員会は委員長（以下「虐待防止責任者」という。）、副委員長（以下「副虐待防止責任者」という。）及び委員（以下「虐待防止マネージャー」という。）をもって組織する。
- 2 虐待防止責任者は理事長が指名する者とし、副虐待防止責任者は虐待防止マネージャーの中から虐待防止責任者が指名する。
  - 3 虐待防止マネージャーの選任については、当該事業所の管理者及びサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、法人本部、その他必要とされる者の中で虐待防止責任者が指名した者とする。
  - 4 虐待防止責任者に事故あるときは、虐待防止マネージャーの第2位がその職務を代行する。
  - 5 虐待防止責任者が指名した虐待防止マネージャーの任期は1年とし、再任を妨げない。

### (委員会の開催)

- 第4条 委員会は、年1回以上開催する。
- 2 虐待防止責任者は、委員会において必要があるときは、前条に定める、虐待防止マネージャーの他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
  - 3 委員会は書記を指名し議事録を整備し、従業員に周知徹底する。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- ② 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目は追加していく。
- ③ 必要あるごとに「障害者虐待防止チェックリスト」で調査し、モニタリングを実施する。
- ④ 前号の調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止マネージャーに報告する。

- ⑤ 法人事業の利用者が虐待などの通報をしやすくするため、虐待防止マネージャー以外に虐待防止苦情受付担当者を置き、通報の受付を行う。通報を受付けた虐待防止苦情受付担当者は、別に定める「虐待通報等連絡書※1」によって、虐待防止マネージャーに報告しなければならない。通報時に虐待防止苦情受付担当者が不在の場合は、職員が虐待防止マネージャー及び虐待防止苦情受付担当者に代わって申し出を受付けることができる。
- ⑥ 委員会は虐待防止に係る研修プログラムを作成し、原則年1回および職員採用時に実施する。また、研修の実施内容については記録する。
- ⑦ 虐待につながるような場合又は虐待事案が発生した場合は、虐待防止委員会において対応する。このとき、委員会は必要に応じて理事長、苦情解決第三者委員その他必要な職員を加えることができる。
- ⑧ 法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。ただし、本規程の見直しをする場合は理事会の承認を得なければならない。

#### (虐待の報告・確認)

- 第6条 虐待防止マネージャーは、通報などにより受付をした虐待の内容を虐待防止責任者及び管理者、虐待防止委員会に報告する。ただし、虐待通報者が苦情解決第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止責任者、管理者、虐待防止委員会に報告し必要な対応を行う。
  - 3 苦情解決第三者委員は、虐待防止マネージャーから通報などにより虐待受付の報告を受けたときは、虐待内容を確認後、虐待通報者に対し、報告を受けた旨を原則として虐待の通報があった日から10日以内に通知しなければならない。
  - 4 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした市町村の障がい者虐待防止センターへ通報する。

#### (虐待解決に向けた協議)

- 第7条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
  - 3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて苦情解決第三者委員に助言を求めることができる。
  - 4 苦情解決第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
  - 5 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書※5」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った苦情解決第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第8条 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、被虐待者及び保護者、虐待通報者、市町村障がい者虐待防止センターに対し、改善を約束した事項について、虐待通報者及び苦情解決第三者委員に対して別に定める「改善結果（状況）報告書※6」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び長野県福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第9条 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書※7」により苦情解決第三者委員に報告する。

- 2 虐待防止マネージャーは、法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(委員会の責務)

第10条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 虐待防止マネージャーは、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）と支援技術の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の虐待防止責任者・虐待防止マネージャーは、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めるなど指導することとする。
- 4 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待が疑われる事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第11条 虐待防止責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

(守秘義務)

第12条 虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止苦情受付担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を被虐待者、保護者、虐待通報者の許可なく他に漏らし

てはならない。

(その他)

第 13 条 虐待防止及び身体拘束等の適正化の説明・同意については、事業所の利用契約書及び重要事項説明書並びにホームページの掲載等により虐待防止対応について周知する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止で必要な対応については、虐待防止責任者が虐待防止マネージャーに諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

附 則 この規程は令和 4 年 5 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。